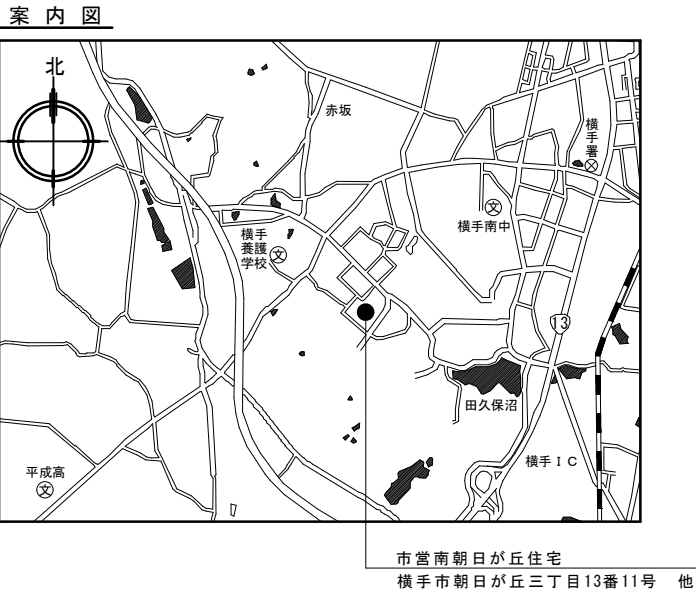


南朝日が丘住宅 1 ～ 6 号棟 共用部 L E D 化工事 設計図

2026. 06

図 面 リ ス ト		
図面番号	図面名称	SCALE
E ー 01	表 紙 ・ 図面リスト ・ 案 内 図	S=1：
E ー 02	電気設備改修工事特記仕様書	S=1：
E ー 03	配 置 図	S=1:400
E ー 04	照 明 器 具 リ ス ト	S=1:50
E ー 05	南朝日が丘住宅 1, 2, 3, 4, 6号棟 平面図	S=1:150
E ー 06	南朝日が丘住宅 5号棟 平面図	S=1:150
—		
—		
—		



電気設備改修工事特記仕様書

(令和8年度改訂版) ※令和8年5月1日以降適用

I 工事概要

1	工事名 鹿嶋市日丘住宅1～6号棟共用部分E化工事		
2	工事場所 鹿手市鹿嶋市日丘三丁目13番11号 他		
3	敷地面積 6,654.22 m ²		
4	構造・設備		
	棟名 名称	南側日丘住宅	
	階数	鉄筋2F+1F→造	
	間数	3間建	
	建築面積	m ²	
	延べ床面積	m ²	
	・ 敷居積雪量: (2.0) m ・ 地面積積雪量: (1.0) m		・ 風速 (V ₀): (30) m/s Ⅲ Ⅳ
5	構造用途	建築基準法による用途 (00030 共同住宅)	
6	消防法施行令第81条の区分	(50-口 共同住宅)	

II 工事種目 (○印適用)

工 事 種 目	摘 要	工 事 種 目	摘 要
・ 幹線設備		・ 誘導・受配設備	
○ 電灯設備		・ テレビ共用受配設備	
○ 動力設備		・ テレビ電線管配管防振設備	
・ 受変電設備		・ 監視カメラ設備	
・ 発電設備		・ 防火・入退室管理設備	
・ 電力貯蔵設備		・ 自動火災報知設備	
・ 構内情報通信設備		・ 雷保護設備	
・ 構内表示設備		・ 中央監視制御設備	
・ 情報表示設備		・ 医療関係設備	
・ 映像・音響設備		・ 構内配電線路設備	
・ 拡張設備		・ 構内通信連絡設備	

III 電気設備改修工事仕様

1	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁業務部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和7年版）（以下、改修標準仕様書という。）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）。（以下、標準仕様書という。）「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、標準仕様書という。）による。
2	特記仕様書の適用方法 ① 注目品は、番号○印の付いたものを使用する。 ② 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、○印の付いたものを適用する。 ○印と○印が印付いた場合は共に適用する。 ○印と○印に記載の（ ）内表示番号は標準仕様書、< >内表示番号は改修標準仕様書の当該項目。当該図面又は当該表示とする。

章 目	項 目	特 記 事 項								
1 一般共通事項	① 適用基準等	秋田県電気設備工事修繕実施要領（秋田県建設部監修）（平成16年版） 公共建築改修工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般社団法人公共建築協会）（令和7年版） 建築電気設備工事実施要領（令和7年版）（国土交通省大臣官庁官庁業務部監修）								
	② 工事実施経緯（注1）（注2）への登録	（I-1.1.4）								
	③ 情報共有システムの利用	※ 本工事は、「秋田県建築工事情報共有システム試行要領」に基づき実施する。 ・ 発注者指定型 (1)本工事は、情報共有システムの利用の適用として発注者が指定する工事である。 (2)情報共有システムの利用に要する費用は別途設計に示している。 ※ 受注者希望型 (1)本工事は、情報共有システムの利用を前提として見積書は行っていない。 (2)情報共有システムの利用を希望する場合は、契約締結後に、活用可否に して監督官庁と協議すること。 (3)情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計費算定の対象とする。								
4 注177-7（注5）（注6）の適用	4-1777-7（注5）（注6）の適用	※ 本工事は、本工事に於いて建設キャリアアップシステム（以下「C U S」）を活用し、「秋田県建設キャリアアップシステム」を活用する 実施要領及び「秋田県建設キャリアアップシステム」に関する管 理規程（注）に基づいて実施するものとする。 ※本工事はC U S活用にかかる費用として、共通設備にカードラ ー設置費用及び現場利用料（カードタッパ費用）を以てのとり当 前費で計上している。 期間（ヶ月×1,000円（税別）/月＝（円）（税別）								
	5 工事の余裕期間	・ 発注者指定方式 ・ 任意者方式 適用する場合は先に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。								
⑥ 技術者の専任		※ 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、 資機材の搬入又は仮設工事等開始されるまでの間）については、 主任技術者又は監理技術者の専任期間の専任を要しない。なお、現場施工 着手する日については、契約締結後、資機材が打付たてられている。 ・ 契約締結後、年月日までの期間については、主任技術者又は 監理技術者の専任期間の専任を要しない。 ※ 工事完成後、検査が行われ、（発注者の都合により検査が遅延した 場合を除く）、事務所、後片付け等の片が現れている期間については、主任 技術者又は監理技術者の専任期間の専任を要しない。なお、検査が終了した日は、 完全検査後経過日の翌日からとする。								
	⑦ 週休2日制工事の対象	※ 発注者指定型 週休2日制工事の実施については、「（準）手引き週休2日制工事実施要領」及び「（準）手 引き週休2日制工事に関する運用（管理手続）」に基づいて実施するものとする。 ※ 任意者希望型 (1)週休2日制工事の実施については、「（準）手引き週休2日制工事実施要領」及び「（準）手 引き週休2日制工事に関する運用（管理手続）」に基づいて実施するものとする。 (2)（注）は、契約締結後、週休2日制の取組については協議と協議することとする。								
⑧ 現場の環境保全等		※ 「低騒音・低振動建設機械の指定に関する規定（平成9年建設省 告示第1553号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。								
		※ 「建設機械に関する技術指針（平成27年建設省通知第 247号）」 に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。								
9 交通安全管理	関係関係との協議	（I-1.3.7）								
	・ 必要（関係関係） ・ 不要（関係関係）	※ 必要ない								
⑩ 発生材の処理	交通安全管理	・ 配置する（「警備法第18条に規定する特定の種類の警備業務（任意） 人）」 ・ 配置しない								
	特定建設資材廃棄物の発生材の処理	（I-1.9.1）								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">種 類</td> <td style="width: 70%;">再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(Km)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> </tr> </table>	種 類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(Km)	コンクリート		アスファルト		建設発生木材		
種 類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(Km)									
コンクリート										
アスファルト										
建設発生木材										
	特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理	（I-1.9.1）								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">種 類</td> <td style="width: 70%;">処分施設の名称・住所・搬出距離(Km)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> </tr> </table>	種 類	処分施設の名称・住所・搬出距離(Km)	コンクリート		アスファルト		建設発生木材		
種 類	処分施設の名称・住所・搬出距離(Km)									
コンクリート										
アスファルト										
建設発生木材										
	特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理	（I-1.9.1）								

① 概算工事事項	引き継ぎを要するもの() 特別指定生産者等提出書() ※なお、P.C.B含有物を有する機器は、当該部分を取り除き、漏洩の恐れのない安全な容器に収め、所定の表紙面に記載し、監査員員の指示に基づき施設管理責任者に引き渡すこと。 <I-1.9.1>												
	現場再利用発生材()												
	・アスベスト _____ ・有 _____ ・無 _____ 受入施設名 秋田県環境保全センター（大仙市協和と上川）、 km												
	異散性アスベストの使用状況												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th><th>使用部位</th><th>詳細（厚さ等）</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">非分散性アスベスト成形形態の使用状況</td></tr> <tr> <th>室名</th><th>使用部位</th><th>詳細（厚さ等）</th><th>その他</th></tr> </tbody> </table>	室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他	非分散性アスベスト成形形態の使用状況				室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他
	室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他									
	非分散性アスベスト成形形態の使用状況												
	室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他									
	対象となる石膏ボード製品は、指定 _____ ・該当 _____ ・非該当 _____ に該当する場所は、指定する場所に区分すること。 ＜対象となる石膏ボード製品＞ ○小名高産石膏ボード（株）いわき工事業場 昭和４年８月～平成元９年４月に製造されたもの 日東石膏ボード（株）八戸工場 平成４年１０月～平成元９年４月に製造されたものの 指定する場所場所 秋田県環境保全センター（大仙市協和と上川）、 km 関連通知：平成元９年７月１日登－５７６（廃石膏ボードの処理について）（通知）												
	建設設備情報交換システム(コプルス・プラス)の取次 ※適用する _____ ・適用しない _____												
搬入する建設資材 本工事は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で代表的な建設資材を生工程場に搬入する場合には、「再生資源利用促進計画」を建設設備情報交換システム(コプルス・プラス)により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうち、工事概要の見えるやすい欄に掲げる。													
次に掲げ、建設資材生・再生資源利用促進計画に「建設した搬入元から搬入したもの」として所有の権利（後述の要件を参照）し「建設資材の適正利用について」（土壌汚染防止法）によりやむを得ない搬入に関する費用を支拂うとするものとす。 <I-1.9.2>													
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事 １ 体積が500m³以上である砂石 ２ 重量が500t以上である砕石 ３ 重量が200t以上である加温アスファルト混合物 ４ 重量が50t以上であるコンクリート ５ 重量が50t以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材 ６ 重量が10t以上である木材 ７ 重量が0.1t以上である強化ビニール管・継手 ８ 重量が0.1t以上である石膏ボード													
搬出する建設資材 本工事は、建設資材生、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設資材生木、建設汚泥または建設固液棄物等を工事現場から搬出す場合は、「再生資源利用促進計画」を建設設備情報交換システム(コプルス・プラス)により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうち、工事概要の見えるやすい欄に掲げる。													
加えて、建設資材を生搬出する工事に於いて「再生資源利用促進計画」を作成する場合は、以下の事項に關しても実施するとす。 (1) 500m³以上の建設資材を生搬出する工事に於いては、土木課対策課長の手続き及び「建設資材生の搬出し先における再生資源利便化などの各種技士に際する許可状等」を事前に確認し、その結果を「再生資源利用促進計画」の別添付資料として監査員所に提出し、その内容を説明のうち、工事概要の見えるやすい欄に掲げて示されなければならない。建設総務課作成に当たっての建設の様式については、秋田県環境事務所「建設資材生の適正利用について」によるものとす。 (2) 500m³以上の建設資材を生搬出する工事に於いては、建設資材を生搬出する際に、搬出した種別・所在地及び搬出量並びに（１）に関する内容の様式（秋田県技術管理課発行）「建設資材生の適正利用について」に準ずるよう記入する通知書（電子で送達しなければならない。お名前の変更があった場合と同様とし。） (3) 建設資材生を計画に記載した搬出した種別に上とは、予定の種別（秋田県技術管理課発行）「建設資材生の適正利用について」（土壌汚染防止法）により或る程度の交付を求め、搬出量が計画と一致することを確認するとともに、受領者の印字と工事完成年度年間保存をするものとす。 <I-1.9.3>													
次の各号の一に該当する建設資材を生搬出する工事 １ 体積が500m³以上である建設資材生 ２ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設固液棄物であったり、その重量が200t以上であるもの ３ 重量が0.3t以上である建設汚泥 ４ 重量が0.3t以上である建設固液棄物 ５ 重量が0.1t以上である金属くず ６ 重量が0.1t以上である有機溶剤又はプラスチック管・継手 ７ 重量が0.1t以上である強化ガラスブロック ８ 重量が0.1t以上である軽く ９ 重量が0.1t以上である石膏ボード 10 重量が0.1t以上である													
『再生資源利用計画』及び『再生資源利用促進計画』を作成した工事 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後建設設備情報交換システム(コプルス・プラス)を通じて「再生資源利用促進計画」を監督職員へ提出する。 また、計費及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存するとす。 <I-1.9.4>													
産業廃棄物 本工事で発生する建築廃棄物のうち、市内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物取扱課に届けられるので適宜に処置すること。 <I-1.9.5>													
11 概成工期	工事開始年月() ～ 工事終了年月() <I-1.2.1>												
12 女性技術者活躍モデル工事例象	発注指図書 (1)モデル工の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工実施策案」に基づいた実施とする。 (2)「快速トイレ(女性専用)」設置をする費用は、共通設計費に計上しているが、「快速トイレ(男性専用)」に基づく、設計変更の対象とする。 (3)女性が現地で働くための環境整備に資する施設等に要した費用については、それ程の中である経費の引当。深部の引換費用)を監督職員に提示するものとし、その費用については設計費等の対象とする。 (4)女性が現場で働くための環境整備に資する施設等に要した費用については、それが証明できる経費の写し(契約取引引換券)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計費等の対象とする。 <I-1.2.2>												
②	電気保安技術者	配置する _____ <I-1.3.2>											
③	電気主任技術者	※既存施設の主任技術者 _____ ・その他() _____											
④	施工条件	指示する _____ 工事中止せざるい設備 _____ <I-1.3.3>											

①	機能及び材料の選定	本工事に使用する樹脂板及び材料（以下「樹脂」という。）は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当する新品とする。 （１）JIS及びASＱマーク等の認証標識のマーク表示のある樹脂材 （２）ＣＥマーク認定製品である樹脂材（日本環境協会） （３）松田産業認定サイクル塗料 （４）建築材料・設備部品等品質性能評価基準適合品評価名簿（最新年版）（一般社団法人建設業振興会）（以下「評価名簿」という）に記載製品 （５）上記以外のものを使用する試験データが整備されていること。 イ 法令等で定め許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ロ 製造又は施工の履歴があり、その信頼性があること。 エ 販売、保守等の関係者が責任を負っていること。 オ （５）の材料を使用する場合は、アークスの証明と同等のものとして、監理員に出して承認を受けるものとする。 また、参考重量が規定された樹脂材は、当該重量とは同質量を使用するものとし、同等品を使用する場合は監理員の承認を受けなければならない。								
②	化学物質を放散する建築材料等	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（４）までのいずれかとする。 （一）金具、木質系フッロリング、構造用（木）集材、樹脂板類、耐火、防火、防カビボード、その他木材製材、ユリア樹脂板、紙張、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、資材、土上げ資材は、アトアルファ及びパシレンを含有しない又は発散量が極めて少ない材料で設計図書中に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分に応じた材料を使用する。 （二）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びチルベンゼン系の含有率が少ない材料を使用する。 （三）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない無揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。 （四）（一）の材料を使用して得られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド含有率、アトアルファ及びパシレンを放出しにくい、発散量が極めて少ない材料を使用したものである。 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、区分別「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条第7第1項に定め第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築物材料以外のものである。 ② 建築基準法施行令第20条第7第4号の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料。 ③ 建築基準法施行令第20条第7第1項に定め第三種ホルムアルデヒド発散建築物材料。 ④ 建築基準法施行令第20条第7第3号の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料								
18	労働衛生主任者	配置する 特定有害ガス（アセタール）の存在が想定される建築物の敷内にあてはる労働安全衛生法、同施行令並びに労働衛生省の告示に従い、建築物等の解体作業の作業における石綿ばい塵防止対策を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。								
③	施工調査	※改修標準仕様書による （施工計画図） （調査項目・図示）、（調査範囲・図示）、（調査方法・図示）、 ※事前調査 （調査項目・図示）、（調査範囲・図示）、（調査方法・図示）								
④	完成図書その他	※完成図書に次の完成図書を送達しなければならない。（＜1-1.11.-3＞） （1）完成図書（提出場所は監理員の出庫による） （2）完成図書及び工事（部）ごとの竣工時に作成したものの写真 （3）完成図書及び施工図A3版縮小図を二つ折りしたもの （4）安全に関する資料 （5）電気品に対する工事については電子媒体 （6）その他監理員が指定する事項 ※ 断電品、予備品、保守工具等引継目録を添えて提供する ※ カギ等の表札は樹脂製（市販品）とする								
⑤	電子納品等	電子媒体（監理員指定用）（1部） 電子媒体に格納するもの 1 完成図（CAD、PDF） 2 監理員が指示した図面等 3 完成写真（主要な機器等の外観写真1枚程度） 4 官公署提出書類 5 工事経費ファイル 6 各種工事関係資料 受託者は、次により電子納品を行うものとする。 ただし、監理員の承諾があった場合はこの限りではない。 （1）完成図書の取扱は、「官庁登録業者に係わる電子納品運用ガイドライン」（官庁登録業者）、「建設工事納入準備要領（令和4年改定）」及び「官庁登録業者に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田適用通知」（以下、「要領等」という。）による。 （2）「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを用いる義務はないが、「要領等」の解題に抵触がある場合は監理員と協議の上、電子データの提供を決定するものとする。 （3）電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 （4）設計図書確認を行う工程前年作成のため、工事諸元情報への提供に協力すること。								
⑥	契約不適合処理	契約事項にない契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うことで受託者は立ち会うこと。								
24	環境への配慮	受託者は労働員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。								
⑦	電気料金等	受電から引き渡しまでの電気料金 ※本工事 ・別途 工事着手日から引き渡しまでの保安費等 ※本工事 ・別途								
25	快速トラクト導入対策	（1）設置に関する費用は、国庫に計上していない。 （2）設置後は、快速トラクトの運用にあたっては、「快速トラクト実証実験」に基づき、監理員と協議の上、規格、基準等の取組について決定すること。標準変更時には、支出増減のわかる資料により、設計変更の対象となること。 なお、設計変更後の運用は、労務科より「高速トラクト工事」を通じて実施すること。また、運賃費は公共施設利用（車）にのみとし、企業など多数が使用する場合や、積算・運賃額を超過る費用については、別途支払が行わない。								
26	法定外の労災保険	本工事において、受託者は法定外の労災保険に付さなければならない。								
27	地下埋設物の損傷事故防止について	本工事は、「地下埋設物・管線調査・上空施設の損傷事故防止マニュアル（管線工事）」（令和7年2月）秋田県建設部管轄により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 本工事と近接する地下埋設物は以下のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>地下埋設物の種類</th><th>管轄者</th><th>条件等</th><th>負担する資料</th></tr></thead><tbody><tr><td>※図面に記載</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	地下埋設物の種類	管轄者	条件等	負担する資料	※図面に記載			
地下埋設物の種類	管轄者	条件等	負担する資料							
※図面に記載										
28	航空機等と上空施設の損傷事故防止について	航空機等と上空施設が工事現場内等にありあ場合は、「地下埋設物・航空機等と上空施設の損傷事故防止マニュアル（管線工事）」（令和7年2月）秋田県建設部管轄により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 本工事範囲内にある航空機等と上空施設は以下のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>施設の種類</th><th>所有者</th><th>条件等</th><th>負担する資料</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	施設の種類	所有者	条件等	負担する資料				
施設の種類	所有者	条件等	負担する資料							

○ 仮設工事
(1) 工事用水及び電力
工事用水 構内既存の施設 ・利用できる（※有償・無償）
・利用できない
工事用電力 構内既存の施設 ・利用できる（※有償・無償）
・利用できない

(2) 足場等
・内部足場 ・立上・足場等棒等 ・その他（ ）
・外部足場 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種
足場を設ける場合、改修等に伴う作業の妨げ、設置においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する指針」における(2)の手すり設置方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うこと。
・防護シート ・設置する ・設置しない

(3) 既設部分の養生
・行う 養生範囲（ ）
養生方法（ ）
・行わない

(4) 工事表示板の設置
監督職員が指示する箇所と一部所設置する。
表示時期は工事開始時より完成時までの間とする。
表示板の形式

工事名称	南側日け丘住宅1～6号棟共用部E1D4E2工事
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建て
工事期間	令和 年 月 日 から 年 月 日
建設主	株式会社 南側日け丘住宅
設計者	有限会社 久米一級建築設計事務所
工事監理者	未定
工事監督者	未定
工事施工者	未定

注1 表示板は、風圧に耐えるように配慮すること。
2 地色は742号色(10Y 5.8/2.1)を文字(角シグナル)で表観する。
3 建設主は、当該建設主名を記入すること。
4 表示板の大きさ
※ 1号 (横 1800mm × 縦 900mm)
※ 2号 (横 2400mm × 縦 1200mm)
※ 3号 (横 3600mm × 縦 1800mm) (1-2.12.3)
・その他 ()
建設リサイクル法遵守指導としての「届出(通知)済シール」を建設業者が標準通りに貼り付けること。

2 土工事
(1) 掘削及び埋戻し
1 本工事の掘削、埋戻しは次のとおり。
掘削： ※機掘り掘削 ・手掘り (2-2.16.4-5)
埋戻し： 山砂 ・機切土(改良土を使用) (2-2.13.1)

(2) 建設発生土の処理
本工事で発生する建設発生土は、次の箇所に搬出するものと想定している。
工事発生後に明らかになった事情で、予定した条件により異なる場合は、事前協議する。
・構造体掘削等へ搬出 搬出先 距離 () km
※構内指定箇所へ搬入する 指定箇所 ()
・構内指定箇所へない搬入する 指定箇所 ()

○ 電気工事
(1) 導入線の挿入
本工事で接続しない新設管路上には導入線を入挿入する。
結線は図面按被覆系統、・EM-E1被覆電線1.6mm以上とする。 (2-2.2.9)

(2) 接地極
特記なき接地極仕様は下記による。

接地極の種類	接地抵抗	接地面積	仕様
鋼管埋入接地	E ₁ 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
共用接地	E _{AEDH} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
共用接地	E _{ACD} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
A種接地	E _A 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
B種接地	E _B 0Ω以下	※接地版板	※接地棒
C種接地	E _C 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
D種接地	E _D 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
漏電遮断器用接地	E _{EL} 500Ω以下	※接地版板	※接地棒
構内交換機(局用)接地	E _E 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
木配線用の保安装置	E _{AL} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
電話引込口の保安装置	E _{EL} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
アナログ変換器	E _{AL} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
音声用接地装置	E _{AL} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
防犯装置用	E _B 0Ω以下	※接地版板	※接地棒
測定用	E _{EL} 〇	※接地版板	※接地棒
避雷器用(低圧用)	E _{EL} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒
避雷器用(高圧用)	E _{EL} 100Ω以下	※接地版板	※接地棒

(3) 埋設及び埋設標柱
埋設配管配線には、埋設表示用テープ(折り返し付)及び埋設標柱(埋設部分は埋設ピンとする)を敷設する。(高低圧、通電時)
(用途、電圧種別等の表示を含む) (2-2.13.4)

(4) プレート
※金属材料(スチール、新金属を含む) ・樹脂製

(5) プレートの用途表示
器具を固定しないものについては用途を示す貼紙を付ける。

(6) ケーブルマークの取り付け
ハントホール内の用途別ケーブルマークの色は次のとおり。

用途	地色	文字色
高圧	赤	黒
低圧	白	黒
動力	黄	白
通信	黄	黒
火報	だいだい	黒

(7) 銘名種などの表示
各銘名は上部に銘名、下部に記号等のホームプレートを取り付ける。
プレートは図面(文字記号)とする。ドア裏面又は保護壁表面の受注者銘名は、標準仕様表に記載されている内容を確認する。
埋設ボックスには用途を示す貼紙を付ける。 (2-2.10.6)
(2-2.13.4)
(2-1.7.4)
(2-2.12.8)

(8) 標準色
壁等の塗色は特記なき場合製造標準色とする。

(9) 電線・ケーブル
「EM-〇〇」の記載がなくても、EM電線、EMケーブルを使用する。

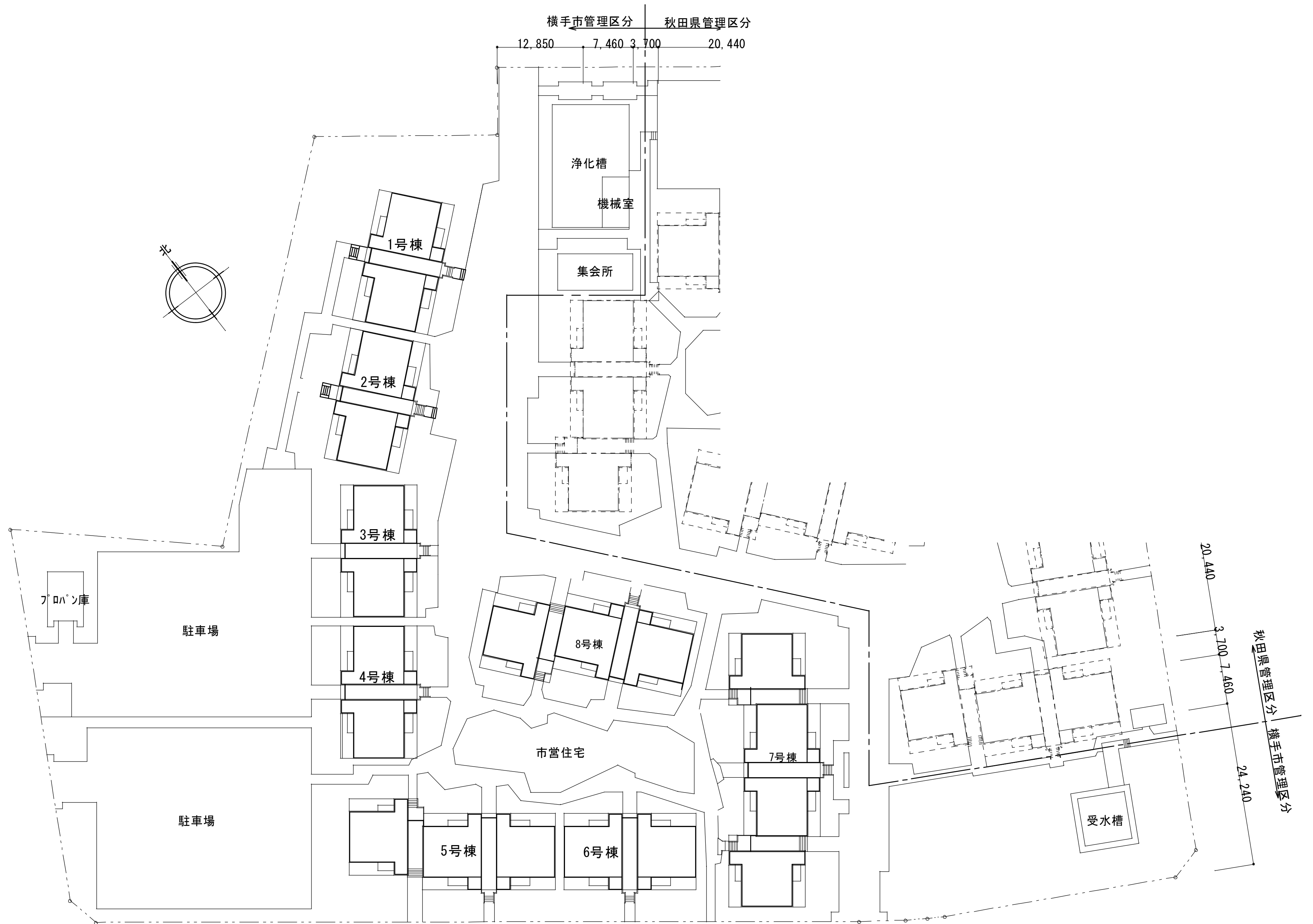
(10) 合成樹脂可とう管
合成樹脂可とう管はF管(一重管)と通電による分類はタイプ-25とする。また、合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則として樹脂製とする。 (2-2.1.2)
(2-2.7.1)

(11) 配管等の塗装
金属管の塗装箇所は図面特記による。 (2-2.7.1)

(12) 耐震施工
設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)」による。
(1) 耐震安全の分類
※特定の施設 ・一般の施設
(2) 地域係数 Z
※1.0 ・その他 () (2-2.1.13)

共通工事	(13) 他工事との調整	特記なき場合は下記による。(●印適用) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>建築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">床、床、壁貫通部</td> <td>補修</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>スリーブ</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁埋込型機器類</td> <td>補修</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>塗</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天井埋込型機器類下地</td> <td>切込</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要出</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="5">別添機器への接続</td> </tr> <tr> <td colspan="5">防火戸閉鎖装置</td> </tr> <tr> <td colspan="5">電動シャッター</td> </tr> <tr> <td colspan="5">自動扉</td> </tr> <tr> <td colspan="5">二次側配線・操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td colspan="5">二次側配線</td> </tr> <tr> <td colspan="5">経路検査等の機器取付用の補強</td> </tr> <tr> <td colspan="5">吊りボルト用インサート</td> </tr> <tr> <td colspan="5">機械室、電気室の設備機器の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="5">機械室、電気室の設備ビット(蓋を含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">自立制御盤の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="5">自立型アンテナの基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="5">床点検口、天井点検口</td> </tr> <tr> <td colspan="5">消火水機用マンホール</td> </tr> </tbody> </table> 注) 複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。	種別	区分	電気	機械	建築	床、床、壁貫通部	補修	●	●	●	スリーブ	●	●	●	壁埋込型機器類	補修	●	●	●	塗	●	●	●	天井埋込型機器類下地	切込	●	●	●	補修	●	●	●		要出	●	●	●	別添機器への接続					防火戸閉鎖装置					電動シャッター					自動扉					二次側配線・操作スイッチ					二次側配線					経路検査等の機器取付用の補強					吊りボルト用インサート					機械室、電気室の設備機器の基礎					機械室、電気室の設備ビット(蓋を含む)					自立制御盤の基礎					自立型アンテナの基礎					床点検口、天井点検口					消火水機用マンホール				
	種別	区分	電気	機械	建築																																																																																																								
	床、床、壁貫通部	補修	●	●	●																																																																																																								
		スリーブ	●	●	●																																																																																																								
	壁埋込型機器類	補修	●	●	●																																																																																																								
		塗	●	●	●																																																																																																								
	天井埋込型機器類下地	切込	●	●	●																																																																																																								
		補修	●	●	●																																																																																																								
		要出	●	●	●																																																																																																								
	別添機器への接続																																																																																																												
防火戸閉鎖装置																																																																																																													
電動シャッター																																																																																																													
自動扉																																																																																																													
二次側配線・操作スイッチ																																																																																																													
二次側配線																																																																																																													
経路検査等の機器取付用の補強																																																																																																													
吊りボルト用インサート																																																																																																													
機械室、電気室の設備機器の基礎																																																																																																													
機械室、電気室の設備ビット(蓋を含む)																																																																																																													
自立制御盤の基礎																																																																																																													
自立型アンテナの基礎																																																																																																													
床点検口、天井点検口																																																																																																													
消火水機用マンホール																																																																																																													
共通工事	(14) 保温、結露防止	外部に面する壁、天井建築工事でPFC板(δ32×240×1mm等)打ち込み部に取り付けられる位置ボックス等は保温、結露防止処理を行う。																																																																																																											
	(15) インサート等	鋼製とする。床板で保護材打ち込み部分は、断熱材用インサート(重鉛製品)を使用する。 (2-1.12.1)																																																																																																											
	(16) 既設インサート及びフック等	※使用しない ・使用する (2-1.12.2)																																																																																																											
	(17) あと施工アンカー	1 あと施工アンカー ※密着系アンカー(接着剤は有機系とする) ※密着系密着系アンカー(※本体打込み式) 2 試験等 性能確認試験 ※行わない ・行う 施工後確認試験 ※行う ・行わない 施工後確認試験は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」第12第7項による。 (2-1.12.3)																																																																																																											
	(18) 再使用機器	取外し再使用機器は絶縁抵抗測定の上、清掃後取り付ける。 (2-2.16.4~5)																																																																																																											
	(19) ケーブル保護	ケーブル配線工事において壁体内及び立ち上がり、立ち下がり部は電線管保護のこと。																																																																																																											
	(20) スリーブ材	1 水管を穿する梁、床、壁のスリーブ ※つば付き鋼管製 ・亜鉛板板製 2 上配を除く壁のスリーブ ※絶縁スリーブ ・鉄板スリーブ (2-1.10.1)																																																																																																											
	(21) はつり	既存コンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 ・行う X線検査 ※行わない ・行う																																																																																																											
	(22) 撤去後の修繕	機器撤去後の天井、壁、床等の修繕は既存仕上げと同等とする。																																																																																																											
	各設備	① 壁面の表示地	各壁には標準仕様書記載の地に下記を表示を行う。 (1) 結線図等の縮小図を添付する。(扉裏面にカードケース貼付) (2) 接地用端子を敷り付ける(図面特記による) (2-1.7.8) (2-1.12.8)																																																																																																										
② 予備配管		分電盤内予備図が4ヶ以下の場合電線管25mm 2本、5ヶ以上の場合は3本を天井裏まで配管する。																																																																																																											
③ LED照明器具		制御装置記号が特記されないものは「一般形(LN)」とする。																																																																																																											
④ 屋外灯		1 点灯方式: ※ 自動点滅器+タイマー ・ 自動点滅器 2 ポール内閉閉器(配線用遮断器又はカットアウトSW) ※設ける ・ 設けない 3 地中配管等からの防湿処理 ※配管 ・ 施さない (2-1.4.2)																																																																																																											
⑤ 照度測定試験		一般照明の照度測定 ・ 行わない ・ 行う 測定方法はJIS C 7412「照度測定方法」による。 これにより低い場合は監督機関と協議による。 (2-2.19.2)																																																																																																											
⑥ 総合調整		各機器の個別運転後に下記総合調整を行う。 ・照明装置 ・受電設備 ・発電設備 ・機械交換設備 ・構内情報通信設備 (2-2.19.2)																																																																																																											
⑦ 配線工事		配線工事																																																																																																											
⑧ 配管工事		配管工事																																																																																																											
⑨ 配管工事		配管工事																																																																																																											
⑩ 配管工事		配管工事																																																																																																											

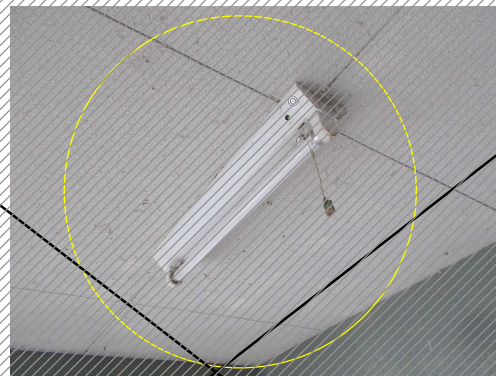
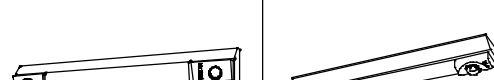
Ⅳ 配線図記号				
配線用図記号は、標準図及びJIS C 0303による他図面特記による。				
Ⅴ 機器取付高さ				
機器取付高さは下表を標準とする。ただし、これによりがたい場合は監督職員との協議による。				
共通	名 称	測 点	取付高さ (mm)	
電	取引用計器		地上	廊中心
	分電盤	(車椅子用)	床 上	中 心
	スイッチ	(一般)	床 上	中 心
	コンセン	(和室)	床 上	中 心
	サ	(一般)	床 上	中 心
	サ	(和室)	床 上	中 心
	サ	(台)	台 上	中 心
	サ	(廊)	床 上	中 心
	サ	(機	床 上	中 心
	サ	(車椅子用)	床 上	中 心
灯	ブラケット	(一般)	床 上	中 心
	サ	(和室)	床 上	中 心
	サ	(台)	台 上	中 心
	サ	(廊)	床 上	中 心
	サ	(機	床 上	中 心
	サ	(車椅子用)	床 上	中 心
	サ	(和室)	床 上	中 心
	サ	(台)	台 上	中 心
	サ	(廊)	床 上	中 心
	サ	(機	床 上	中 心
動	壁掛制御盤	(一般)	床 上	中 心
	開閉器	(一般)	床 上	中 心
	制御用スイッチ	(一般)	床 上	中 心
	端子盤	(廊下、室内)	床 上	中 心
	壁付アウトレット	(一般)	床 上	中 心
	壁付インターホン	(和室)	床 上	中 心
	壁付インターホン	(一般)	床 上	中 心
	壁付インターホン	(車椅子用)	床 上	中 心
	壁付インターホン	(和室)	床 上	中 心
	壁付インターホン	(一般)	床 上	中 心
通	表 示 盤	(一般)	床 上	中 心
	ベル・プザー・チャイム	(一般)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(一般)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(車椅子用)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(多目的トイレ)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(車椅子用)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(和室)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(一般)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(車椅子用)	床 上	中 心
	壁付押しボタン	(和室)	床 上	中 心
警	機器取付高	(一般)	床 上	中 心
	アラーム	(一般)	床 上	中 心
	アラーム	(和室)	床 上	中 心
	アラーム	(一般)	床 上	中 心
	アラーム	(和室)	床 上	中 心
	アラーム	(一般)	床 上	中 心
	アラーム	(和室)	床 上	中 心
	アラーム	(一般)	床 上	中 心
	アラーム	(和室)	床 上	中 心
	アラーム	(一般)	床 上	中 心
防	受信機・副受信機	(一般)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(和室)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(一般)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(和室)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(一般)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(和室)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(一般)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(和室)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(一般)	床 上	中 心
	受信機・副受信機	(和室)	床 上	中 心
Ⅵ 照明器具表				
公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和4年版) によるほか図面特記による				
Ⅶ 官公署届け出書類				
1. 電力関係 ・工事計画届け ・使用開始申請 ・電気使用、変更申し込み 2. 消防関係 ・消防設備等竣工届け―――自動火災報知設備 ・消防設備等設置届け―――自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備 ・設置届け―――火災設備、非常放送設備、非常コンセント設備等				
Ⅷ 工事内容				

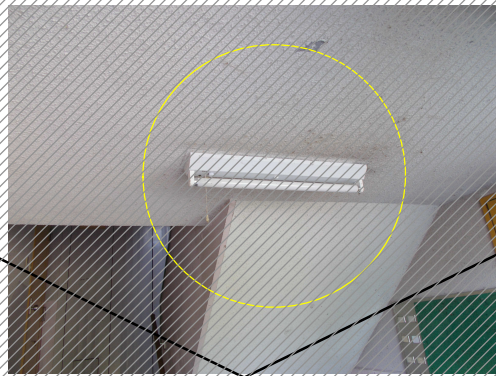
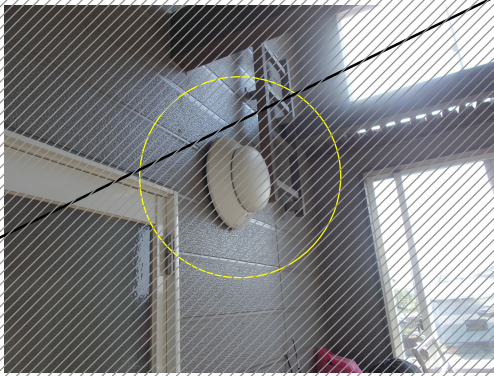


市営住宅 南朝日が丘住宅 配置図

- 1) 既存照明器具を撤去し、LED照明器具に交換とする
- 2) 既存配管配線を流用とする
- 3) 撤去品は、廃プラスチック類、蛍光管類に分類し産廃処分とすること

照 明 器 具 リ ス ト

既 存	A 南朝日が丘住宅セカンド1・2		2	B 南朝日が丘住宅セカンド1・2		26	C 南朝日が丘住宅セカンド1・2		4	D 南朝日が丘住宅		12	E 南朝日が丘住宅		48	F 南朝日が丘住宅		1	G 南朝日が丘住宅		2	
	メーカー	パナソニック		メーカー	東芝		メーカー	不明		メーカー	不明		メーカー	岩崎電気		メーカー	岩崎電気		メーカー	岩崎電気		
	器具品番	HLW6224T		器具品番	FTS-21301N-GL		器具品番	不明		器具品番	不明		器具品番	FSS4-201GL		器具品番	不明		器具品番	不明		
	ランプ等	13W		ランプ等	FL20S 20W		ランプ等	FDL18		ランプ等	FL20W		ランプ等	FL20SW		ランプ等	FL20W		ランプ等	FL20SW		
改 修	備 考	蛍光灯 電子スタート式 屋外用 埋込寸法：170×170		備 考	電池内蔵型非常灯		備 考	ダウンライト 埋込寸法：145×145		備 考	W650xH160xD160 3面ガラス 電池内蔵型非常灯		備 考	電池内蔵型非常灯、RC埋込部取付		備 考			備 考			
																						
	メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		紹介記号	E 12 E' 36	メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品			
	器具品番	XNW663WNLE9		器具品番	XDL201AGNLE9		器具品番	XND1090SNLE9		器具品番	NWFF21639LE9		メーカー	パナソニック 同等品	パナソニック 同等品	器具品番	NWFF21639LE9		器具品番	XDL201AGNLE9		
改 修	ランプ等	LED内蔵、575lm、4.2W、φ150		ランプ等	ライトバー、800lm、7.0W		ランプ等	LED内蔵、1020lm、7.0W、□150		ランプ等	直管LED、1200lm、15.0W		器具品番	NNCF22215JLE9		XDL201AGNLE9	ランプ等	直管LED、1200lm、15.0W		ランプ等	ライトバー、800lm、7.0W	
	備 考	本体：アルミ 枠：銅板 パネル：アクリル 防湿・防雨 □175用リニア7W2レド 共		備 考	本体：銅板 電池内蔵型非常灯 非常灯評定番号：LALE-027		備 考	反射板：アルミダイカスト 枠：アルミダイカスト		備 考	パネル：強化ガラス 防湿・防雨 電池内蔵型非常灯 非常灯評定番号：LALD-007		ランプ等	LED一体型、1600lm、13.9W		ライトバー、800lm、7.0W	備 考	パネル：強化ガラス 防湿・防雨 電池内蔵型非常灯 非常灯評定番号：LALD-007		備 考	本体：銅板 電池内蔵型非常灯 非常灯評定番号：LALE-027	
																						
													E		E'							
												※センサ回路なしに改造										

既 存	H 南朝日が丘住宅		1	I 南朝日が丘住宅		1	J 七日市住宅		2	K 七日市住宅		17	L 今宿第4団地		5	M 今宿第4団地		2	G' 南朝日が丘住宅		6
	メーカー	オーデリック		メーカー	不明		メーカー	パナソニック		メーカー	東芝		メーカー	パナソニック		メーカー	パナソニック		メーカー	岩崎電気	
	器具品番	OG220353 22W		器具品番	不明		器具品番	不明		器具品番	FTS-21305-GL15 24W (25)		器具品番	FF31560W		器具品番	HW6072EL		器具品番	不明	
	ランプ等	FL20SS/18		ランプ等	FL20W		ランプ等	FL20SW		ランプ等	FL-20SS+ENC/18		ランプ等	FCL30W x1		ランプ等	FL10W		ランプ等	FL20SW	
	備 考	防湿防雨		備 考	樹脂製 電池内蔵型非常灯		備 考			備 考	電池内蔵型非常灯		備 考	電池内蔵型非常灯 天井・壁付け		備 考	階段下壁付け		備 考		
																					
改 修	メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品		メーカー	パナソニック 同等品	
	器具品番	NNFW21800KLE9		器具品番	NWFF21639LE9		器具品番	XLW202AENZLE9		器具品番	XDL201AGNLE9		器具品番	NNCF16120LE1		器具品番	NNFW21800KLE9		器具品番	XFX200AENZLE9	
	ランプ等	LED内蔵、990lm、10.0W		ランプ等	直管LED、1200lm、15.0W		ランプ等	ライトバー、800lm、6.0W		ランプ等	ライトバー、800lm、7.0W		ランプ等	LED内蔵、900lm、12.2W		ランプ等	LED内蔵、990lm、10.0W		ランプ等	ライトバー、800lm、5.9W	
	備 考	本体：ステンレス 防湿・防雨 壁面（縦向き・横向き） ・天井面取付兼用		備 考	パネル：強化ガラス 防湿・防雨 電池内蔵型非常灯 非常灯評定番号：LALD-007		備 考	本体：亜鉛鉄板 防湿・防雨		備 考	本体：銅板 電池内蔵型非常灯 非常灯評定番号：LALE-027		備 考	電池内蔵型非常灯 非常灯評定番号：LALE-017 本体：アルミダイカスト 壁面・天井取付兼用		備 考	本体：ステンレス 防湿・防雨 壁面（縦向き・横向き） ・天井面取付兼用		備 考	本体：銅板	
																					

市営住宅 南朝日が丘住宅 平面図
1, 2, 3, 4, 6号棟

敷地面積 9,053.00㎡

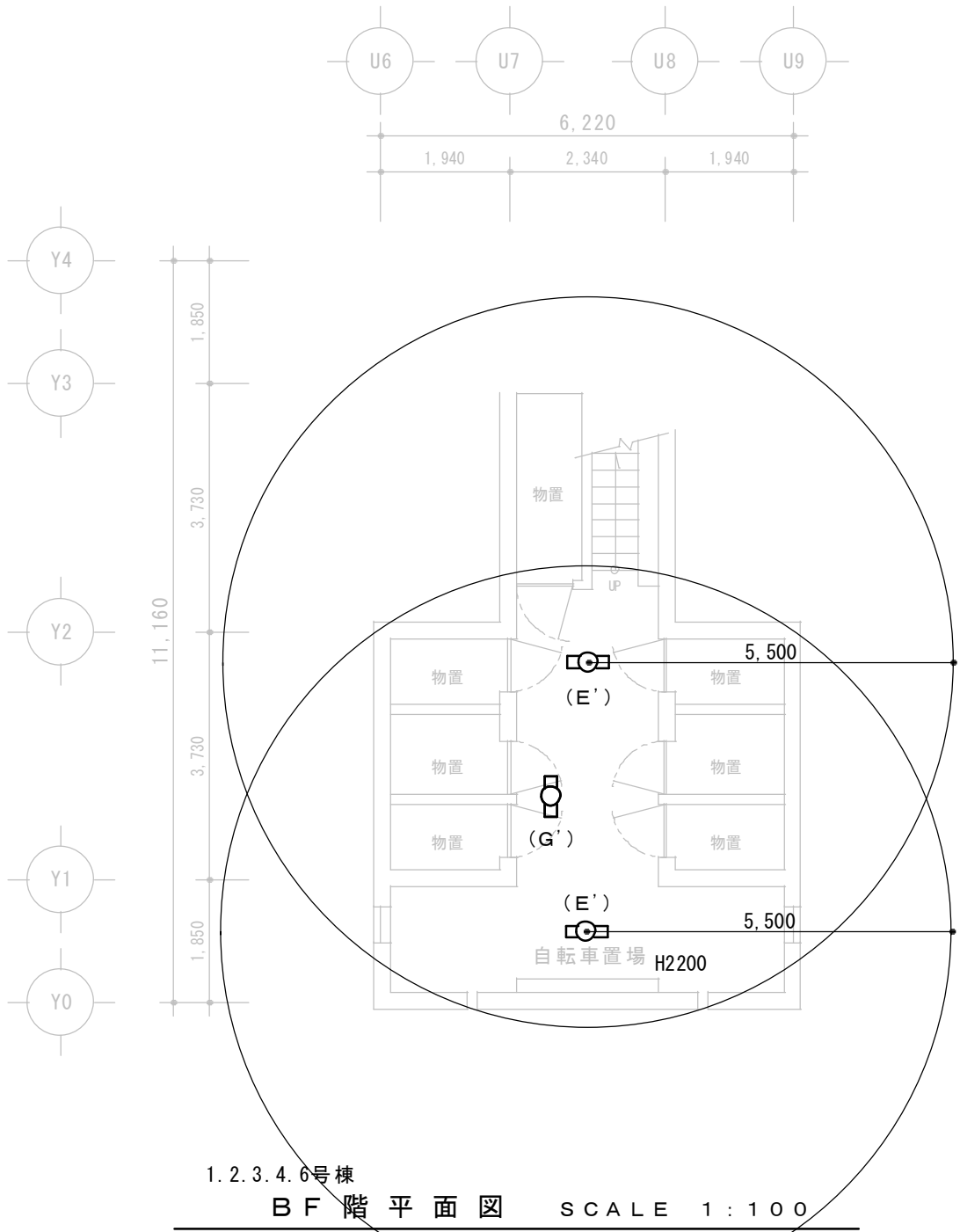
建築面積 218.07㎡

延床面積 587.73㎡

S57～S59、3階建

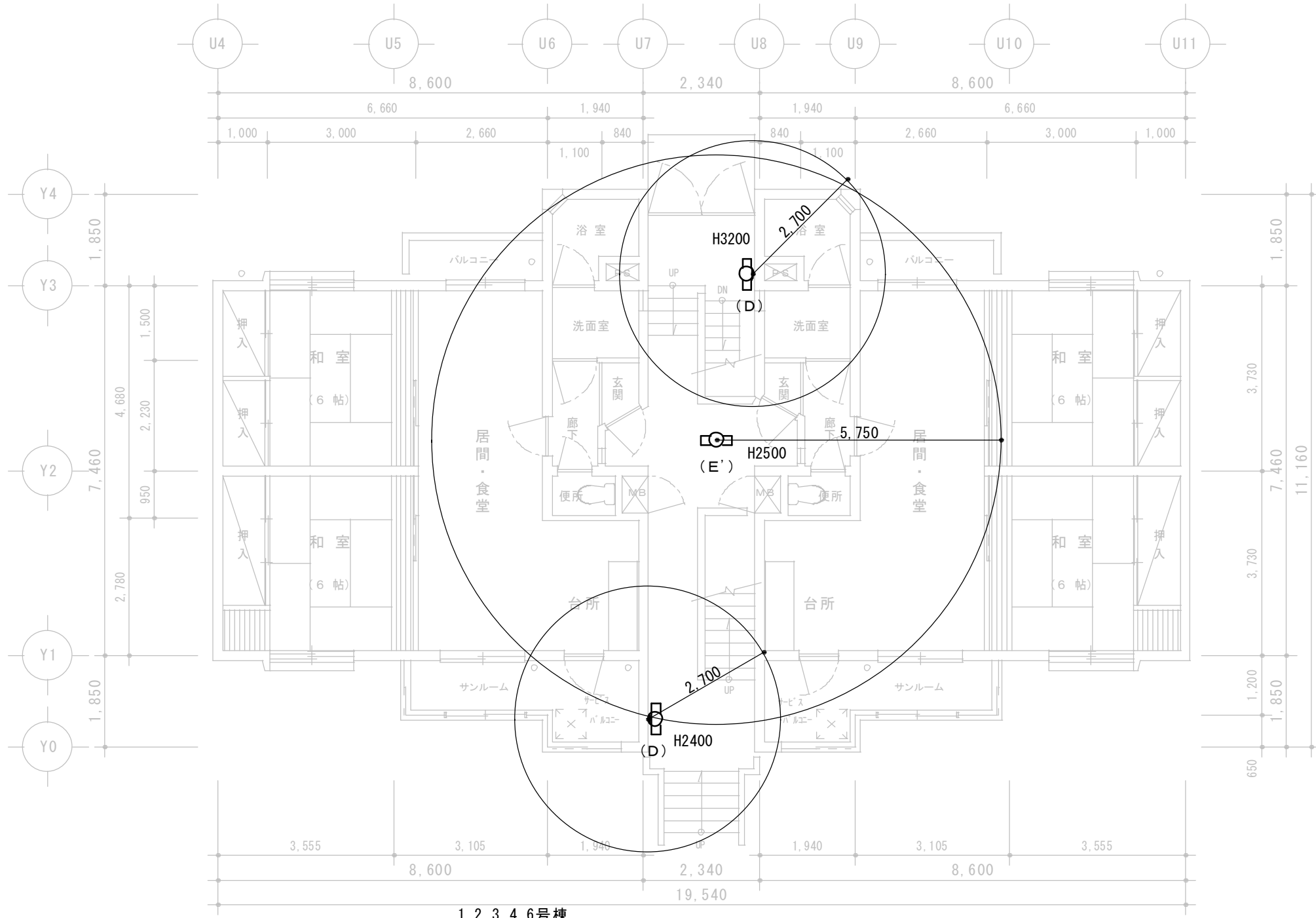
照明器具台数

記号	台数 (各棟数)	× 5棟
(D)	2	10
(E)	2	10
(E')	6	30
(G')	1	5



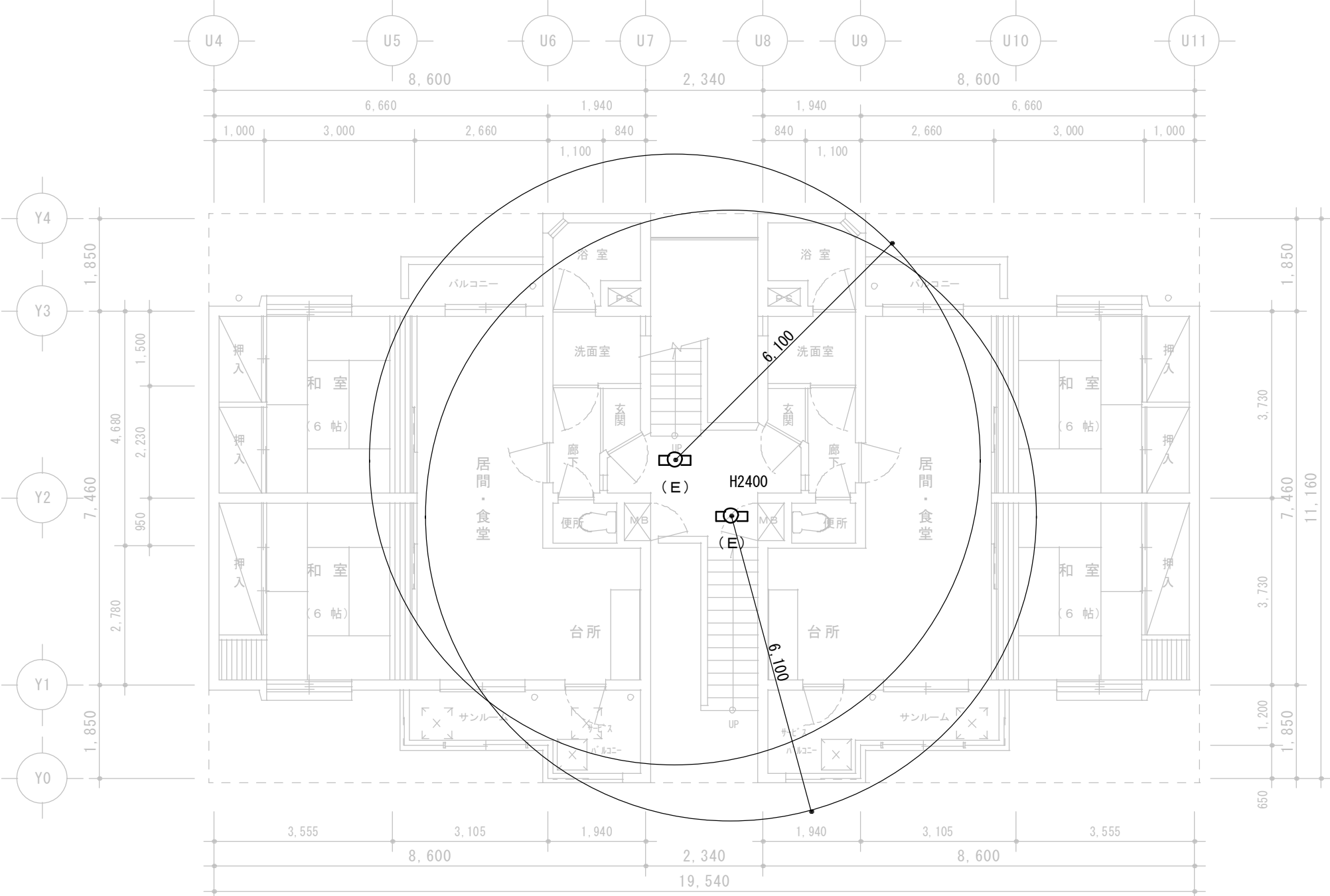
1.2.3.4.6号棟

BF階平面図 SCALE 1:100



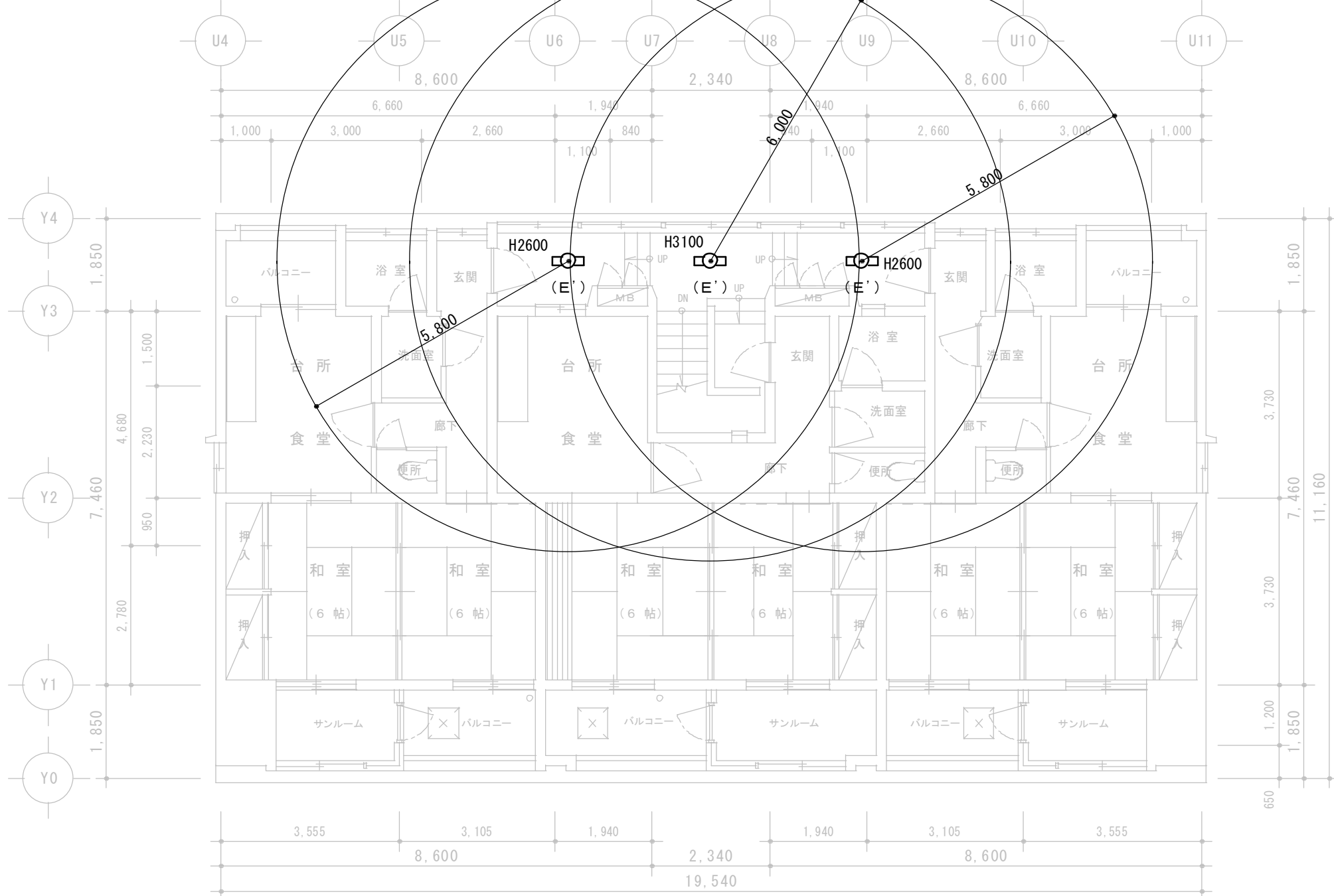
1.2.3.4.6号棟

1階平面図 SCALE 1:100



1.2.3.4.6号棟

2階平面図 SCALE 1:100



1.2.3.4.6号棟

3階平面図 SCALE 1:100

ARCHITECTURE & DESIGN

(有)久米一級建築設計事務所

〒013-0035
秋田県横手市平和町6番3号

TEL 0182-32-1347
FAX 0182-32-1319

管理建築士
一級建築士 石井 稚子
一級建築士大臣登録 第289348号

その他の建築士
二級建築士 根田 克利
秋田県知事登録 第7713号

作図
2026年 07月

検印

SCALE
1/ 100

工事名称
南朝日が丘住宅1～6号棟 共用部LED化工事 設計図

南朝日が丘住宅 照明器具改修
1.2.3.4.6号棟 平面図

NUMBER
E 05

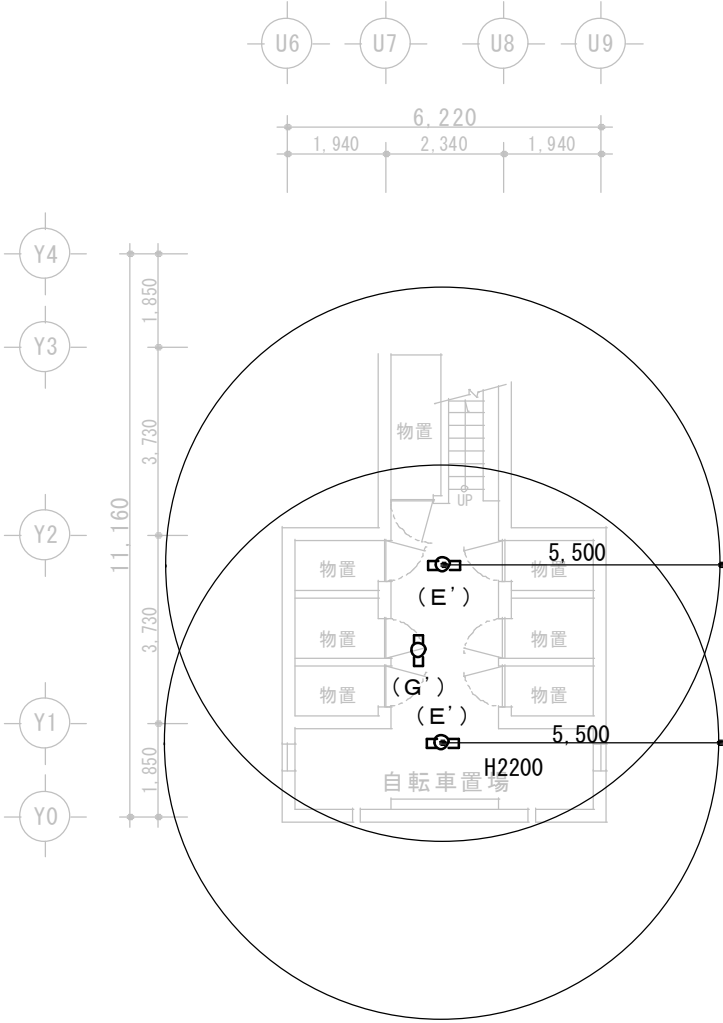
市営住宅 南朝日が丘住宅 平面図
5号棟

敷地面積 9,053.00㎡
建築面積 338.93㎡
延床面積 775.01㎡

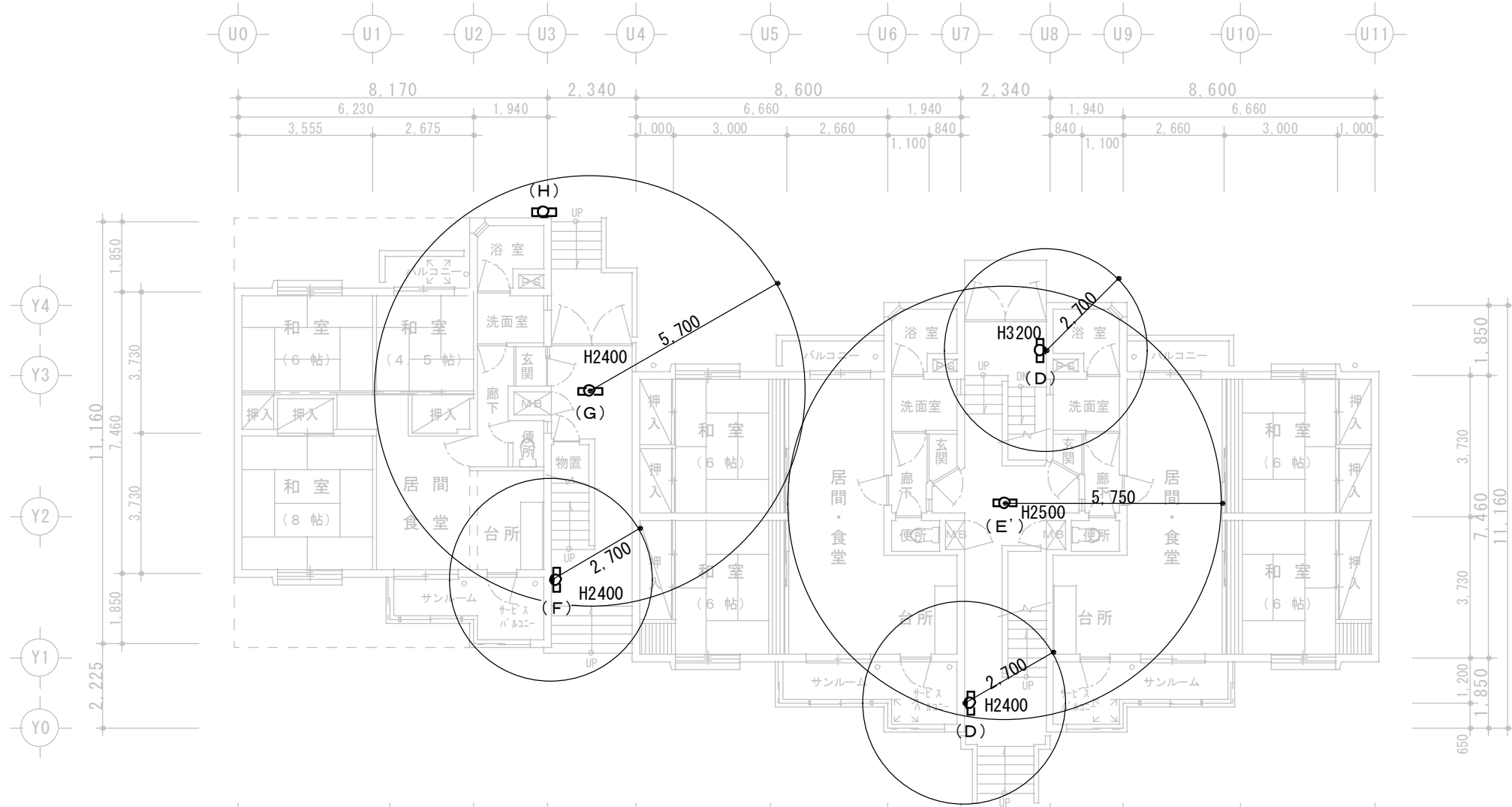
S59、3階建

照明器具台数

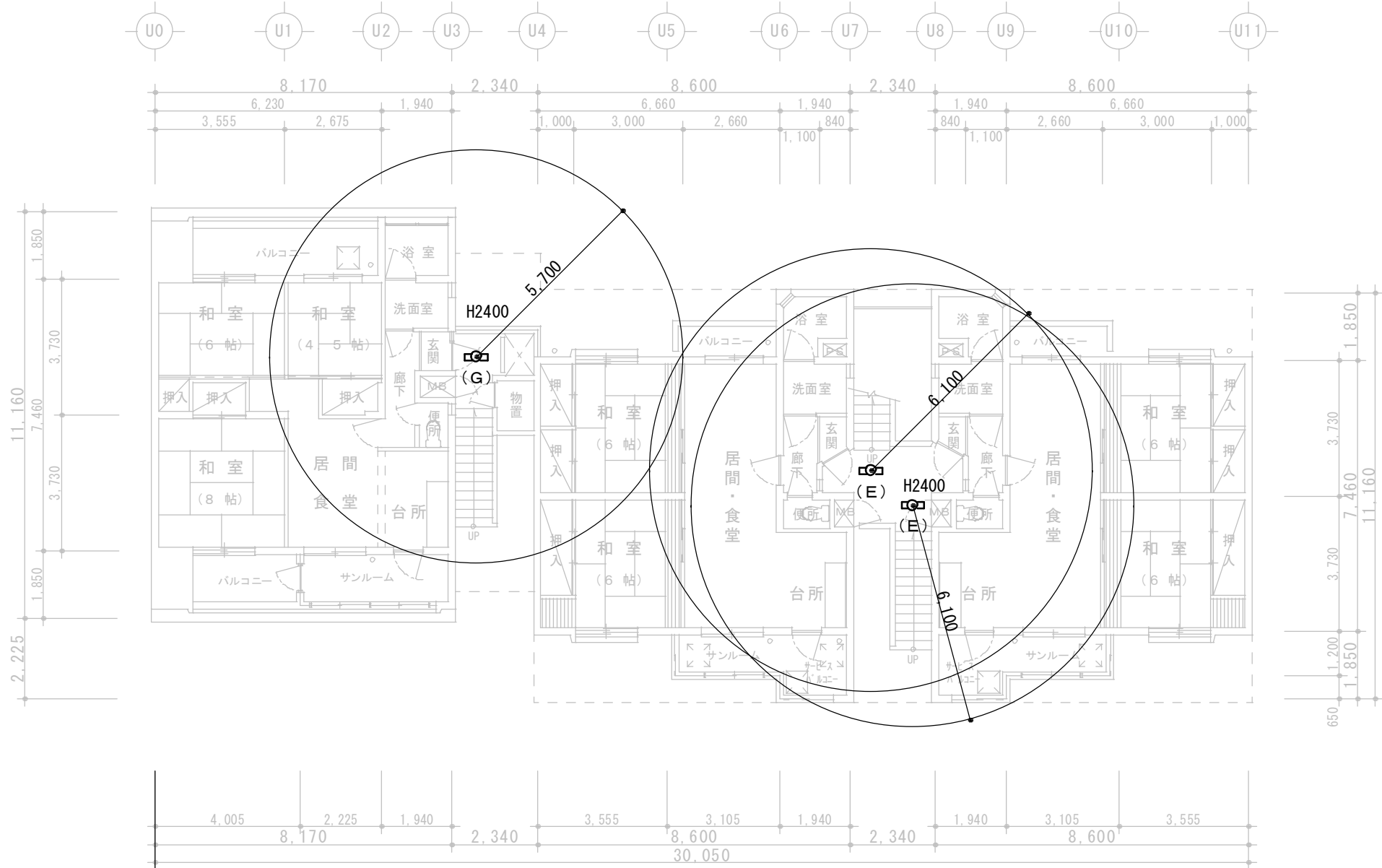
記号	台数
(D)	2
(E)	2
(E')	6
(F)	1
(G)	2
(G')	1
(H)	1



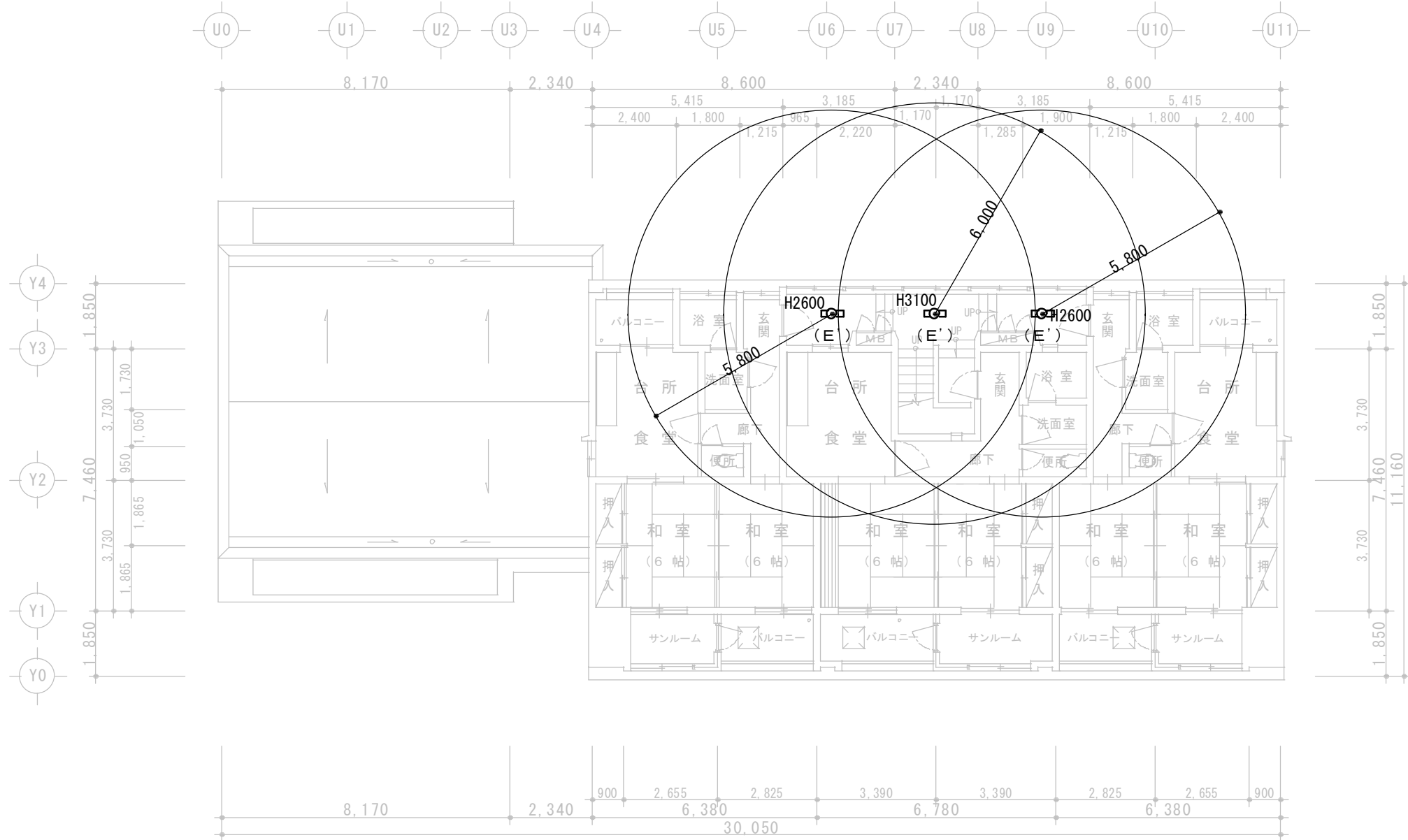
5号棟
BF階平面図 SCALE 1:150



5号棟
1階平面図 SCALE 1:150



5号棟
2階平面図 SCALE 1:150



5号棟
3階平面図 SCALE 1:150

ARCHITECTURE & DESIGN



(有)久米一級建築設計事務所

〒013-0035
秋田県横手市平和町6番3号

TEL 0182-32-1347
FAX 0182-32-1319

管理建築士
一級建築士 石井 稚子
一級建築士大臣登録 第 289348 号

その他の建築士
二級建築士 根田 克利
秋田県知事登録 第 7713 号

作図 2026年 07月
校印

SCALE
1/ 150

工事名称
南朝日が丘住宅1～6号棟 共用部LED化工事 設計図

南朝日が丘住宅 照明器具改修
5号棟 平面図

NUMBER
E 06